

農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準

1. 目 的

この工事施工管理基準（以下「管理基準」という。）は、福岡県農林水産部（水産林務関係）の工事の施工について、契約図書に定められた工事目的物の品質及び出来形の確保を図ることを目的とする。

2. 施工管理の基本構成

（１） 工程管理

受注者は、所定の工期内に工事を完成させるため、必要な作業及び日程を定めて工程表（変更がある場合はこれに伴う変更工程表）を作成し、工事途中で計画と実行を比較検討し、必要な措置をとるなど工事の進捗を管理するものとする。

（２） 出来形管理

受注者は、契約図書に定められた工事目的物の出来形を確保するため、出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により、設計値と管理値を対比して記録した出来形管理表又は出来形管理図を作成し出来形を管理するものとする。

（３） 写真管理

受注者は、工事記録写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視出来ない箇所の施工状況・出来形寸法・品質管理状況及び工事中の災害状況等を写真管理基準により撮影記録し、明確になるよう管理するものとする。

（４） 品質管理

受注者は、契約図書に定められた工事目的物の品質規格を確保するため、品質管理基準に定める試験方法及び試験基準により試験又は測定し、その結果を管理図表及び記録写真により管理するものとする。

3. 規格値

（１）設計数値と出来形数値との差の許容限界をいい、管理基準により測定した各実測（試験、検査、計測）値は、すべて規格値を満足していなければならない。また、実測値の平均値（延長等にあつては、その合計延長）は、設計値を下回ってはならない。

（２）測定値が管理基準から外れる場合は、監督員等の指示により手直しの措置を講じるものとする。ただし、上限を超えても構造上及び機能上に支障のない場合はこの限りでない。